

常勤役員退職餞別金規程

社会福祉法人 落の会

第1条 この規程は、常勤役員が退職した場合に適用する。

第2条 本規程でいう常勤役員とは、常勤の理事長、常勤の副理事長、常勤の業務執行理事をいう。

第3条 常勤役員が1年以上在職して退任した時は、この規程により退職餞別金を支払う。

第4条 退職餞別金は、常勤役員に就任し、退職するまでの間の総勤務時間に以下の金額を乗じた額とし、1,000円未満は切り捨てとする。

理事長 80円

理事 70円

第5条 当該役員が職員であり、中小企業退職金共済制度（以下、中退共という）に加入していた期間及び有期雇用職員で、その間の退職餞別金を支払った期間は対象としない。

第6条 役員が死亡した場合、本人が受け取るべき退職餞別金はその遺族に支払う。

第7条 この規程の改廃は、理事会及び評議員会の決議による。

附則

1. この規程は平成29年6月1日から実施する。
2. この規程は、関係する諸法規の改正及び社会情勢の変化などにより必要のある場合、理事会で改訂提案し、評議員会の議決による承認を得るものとする。

2022年6月1日改定 在職の理事については遡り支給する。